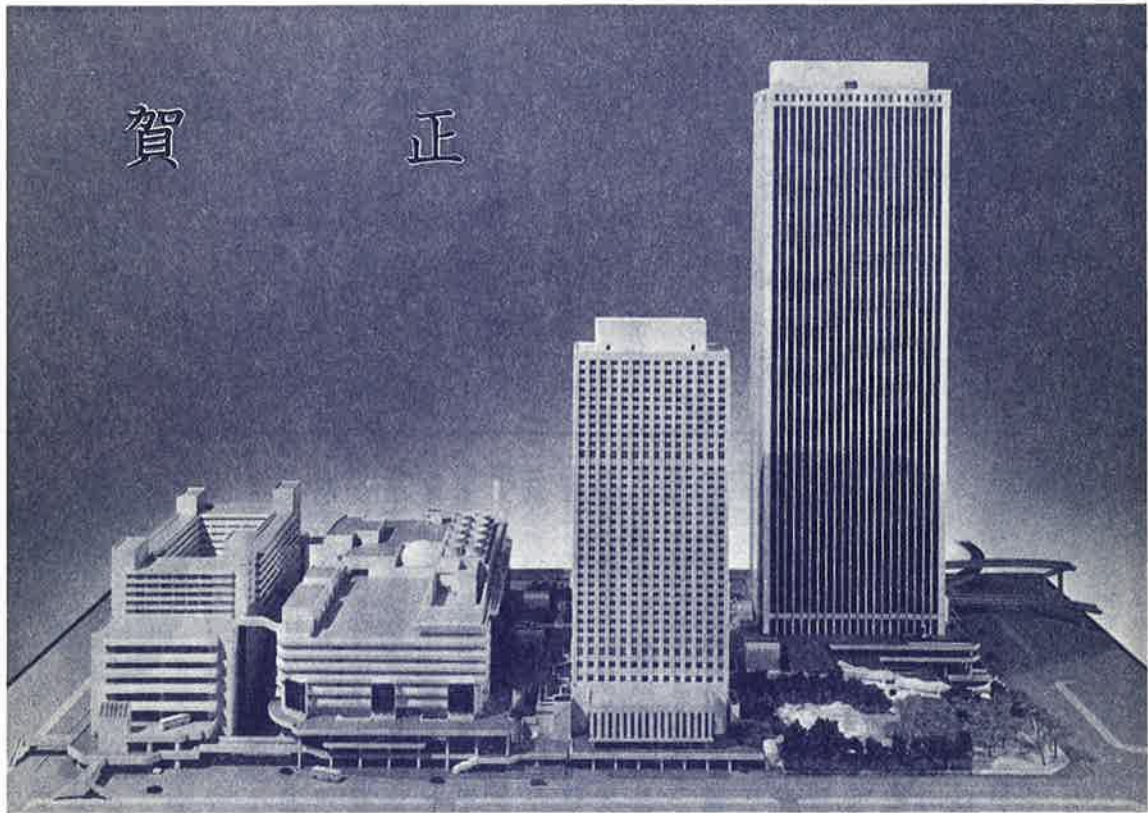


# 社団法人豊島法人会報

昭和52年1月1日

一月号

(No. 8)



躍進する豊島

## 目次

賀正	1
謹賀新年	2
会長あいさつ	2
署長あいさつ	3
税理士会支部長あいさつ	3
新春対談	4
正副会長及委員長会	7
広報委員会	7
総務委員会	7
支部別税務懇談会	7
講習会終る	7
正副支部長会	8
年末調整説明会	8
申告指導官の紹介	9
納税表彰式	9
署だより	10
都税事務所だより	10
講習会日程表	10
会員だより	11
仕事の委せ方渡し方	12
新規会員の紹介	13
主な事業活動実績表	14
行事予定	15
経済講演会	15
あしがき	15
謹賀新年	16

# 謹賀新年

旧年中は 当会の発展のため、格別のご高配ご協力を賜わり、誠に有難く 厚くお礼申し上げます。本年も 何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

昭和五十二年 元旦

## 社団法人 豊島法人会

- |       |         |
|-------|---------|
| 会 長   | 今 井 剛   |
| 副 会 長 | 丸 山 愛 吉 |
| 〃     | 高 村 与 一 |
| 〃     | 永 田 宗 光 |
| 〃     | 真 々 武   |
| 〃     | 鈴 木 真 光 |
| 〃     | 花 山 武 夫 |
| 事 務 局 | 同 滋     |



会 長 今 井 剛

## 新年のごあいさつ

一九七七年の新春を迎えお祝いを申し上げます。  
豊島法人会も昭和五〇年五月三十一日社団法人の認可を受けてから三年目を迎えるわけですが、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、皆様のご協力を得まして着実に発展を遂げてまいりました。

石油ショックに始まる経済の変動は我が国及び国際社会に大きな影響を与えてまいりましたが、最近のヨーロッパにおける日本製品の進出により波及したEC加盟国の経済悪化は輸入制限等の問題を呼び起し、日本経済に及ぼす影響は必至であり、一段と不況の風は強まるものと思われまふ。又ヨーロッパにおいて進みつつある急速な脱工業化は、高度成長に代表される日本経済に何等かの転換の示唆を与えるものと思われまふ。

一方、最近の国内における企業倒産は史上最高といわれ、猶予ならぬ事態を示して居りますが、此様な情勢の中で企業を守る為には税の問題を抜いては考えることは出来ません。その意味において法人会の今後果すべき役割は益々重要

性を帯びてくるものと思ひます。  
現在、豊島区内には未加入法人が約六千程ありますが、今年度の目標として少くとも半数の三千はご加入をして頂き、企業発展の為に相携えて進んで参り度いと念じて居ります。各支部の方々には色々とお苦勞をおかけすることと思ひますが、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

情勢は中々きびしく、以上の如く内外ともに多難なる時代を迎えていますが、私どもは如何に之に対処していくべきか今年度はこの問題に真剣に取り組んでいくべき時であると思ひます。

今や豊島も副都心池袋を代表する拘置所跡のビルの建設が着々と進んでおり、近くその雄姿を現すものと思ひますが、之は又地域の発展にもつながるものと期待する次第であります。これから色々多難な中に私共は明るい希望と勇氣をもって力強く前進してまいりたいと思ひます。

最後に会員の皆様の御健康と企業の御繁栄をお祈り申し上げます、私の年頭のごあいさつと致します。



豊島税務署長 大森昌一

## 新年にあたって

明けましておめでとうございます。昭和五十二年の新春を迎えるにあたり社団法人豊島法人会の皆様方に心からお慶びを申し上げます。

税務の運営につきましては、皆様方の深い御理解と多大の御協力を賜り、昨年にも円滑に推進することができました。ここに深く感謝いたし、厚くお礼を申し上げます。

とくに貴会におかれましては、昭和五十年五月には多年の念願であった法人会の社団化という一大事業を達成され、引続いて昨年中は実活動に総力をあげられ、各種説明会、講習会、地域別懇談会など活発な事業活動を展開し、正しい税知識の普及等に大きな貢献をされましたことに對しまして、心から敬意を表する次第であります。

また、昨年当初は景氣の見通しに若干の明るい希望がもたれながらも、なお依然として厳しい情勢下にあり、企業の経営には何かと御苦勞も多かったのではなにかと存じます。

もあるかもしれませんが、税務に携わる私どもといたしましては、「近づきやすく、信頼される税務署」を目指しながら正しい申告納税と適正公平な課税の実現のため、なお一層の努力を続けてまいり所存であります。

しかしそのためには、法人会の幅広い活動を通じての御協力を得なくてはならない時代になってまいりました。従って私どもといたしましても、法人会が会員のため本当に意義のある事業活動を行いやすいように、今後ともできるだけの御支援をしてまいり所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

終りに、豊島法人会のみならずの御発展と皆様方の御多幸を心からお祈り申し上げます、新年のごあいさつといたします。



東京税理士会豊島支部 支部長 村松 猛

## 年頭のごあいさつ

新年おめでとうございます。

昭和五十二年の新春を迎え、(社)豊島法人会々員の皆様には、ご家族お揃いで朗らかな新年をお過しのことと、心から喜び申し上げます。

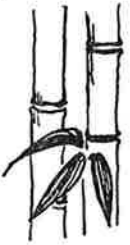
昨年中は貴会には特段のご交誼を賜り心からお礼申し上げます。

扱面私は貴会の昨年度中の活動状態等を見届致しております、心から敬意を表するものであります。これは偏に今井会長を始めとし、役員会員の方々が夫々深い理解と認識の上に立って、全会員が一致団結して協力努力された結果であるうと信じております。私は今日貴会が全国屈指の会員数を誇り、其の上貴会定款第四、五条に基く目的や事業活動が極めて活発に、且又適格に行われている現状を拝見致しますと、振り返って昭和二十五年十二月豊島法人会が結成され、その後幾多の陣痛を経て一昨年社団法人として許可を得、会員の皆様が相互信頼の基盤にたち税務行政に協力し、中小企業の育成と適正な納税思想の普及に努力するという信念の強さが、今日の貴会を育てあげたものと、改めて敬意を持つものであります。

貴会と当支部とは豊島納税協力団体協議会の構成員であります、とりわけその中でも最も密接に各種の事業活動等を共にしている訳であり、特に税務会計の分野に就いては各説明会、講習会等にはほとんどこれを共催し、又講師の派遣を行っておるのが現状であります。

昭和四十八年七月小規模法人に対する継続記帳指導の実施があり、これについては豊島税務署の委嘱を受け、共催によって当支部が派遣する税理士によって行われている訳であり、このように各種の運動を通じて密接なる連繫をとり、友好団体として実を上げるに至ったことは、相互の目的達成のため誠に意義深いものであり、本年度は更に共通の課題に相取組み、積極的に推進してゆきたいものであります。貴会と当支部とはお互にそのおかれて居る立場を尊重し、胸襟を開き、常に意思の疎通を計り、当支部と致しましてはむしろ積極的に貴会の活動に今後共協力することをここに約束するものであります。

終りに臨み、貴会の益々のご発展と会員皆様のご健勝並びにご商売のご繁栄を祈念致しまして年頭のご挨拶と致します。



# 新春対談

## — 税務署長対

### 法人会長—

**司会** あけまして、おめでとうござい  
ます。法人会も社団化してから、  
二度目の新年を迎え、新しい段階  
に入りますが、これからの方向に  
ついて、いろいろとお話をお伺い  
したいと存じます。まず最初に、  
年頭の所感を署長さんからお願い  
致します。

**署長** 昨年辰年で今年巳年……。  
巳年はヘビですので、ヘビを嫌う  
人もいるようですが、実際は「マ  
ーチャント」、つまり「商人」と  
「商い」の神様と言われ、非常に  
縁起が良いとされております。そ  
れで実は、私の郷里にある商業高  
校でも、ヘビとハトをあしらった  
校章や徽章があったことを覚えて  
います。  
ともかく、今年巳年というこ

とで、非常に縁起がよいので、景  
気の方も少しは、良くなつてもら  
いたいものです。  
なにはともあれ、法人会の皆様  
にとっては、今年こそ良い年にな  
って戴きたいものです。

**会員の声を税務行政に：**

**司会** 今井会長はいかがですか。  
**会長** そうですね。私も署長さんの言  
われたように、一刻も早く景気が  
回復してほしいのですが、国内需  
要の問題、EC諸国との貿易関係  
漁業専管水域二百カイリの問題等  
あれこれ考えますと、景気の早  
期立ち直りは難かしいのではない  
かと思えます。  
しかし、このような時にこそ、  
法人会の存在意義があると思いま  
すので、会としましては、積極的  
に税務行政に対しまして、意見や  
要望をもち上げて、署と納税者と  
の信頼感をより一層高めていき  
たいものです。

歳入欠陥だからと云って  
徴税強化はない



(社)豊島法人会長  
今井 剛

**司会** ここ数年の景気の沈滞で、税収  
は、かなり落込んでいますと思いま  
すが、豊島署の管轄内の大勢はど  
うなんでしょうか。  
**署長** 昨年十一月末日現在の署全体の  
徴収決定済税額についてみますと  
前年に比較しまして、ほぼ横ばい  
状態にあります。  
**会長** 会員の中には、不況が深刻化す  
ると歳入欠陥を補うため、徴税強  
化をするのではないかと心配する  
向きもあるようですが……。  
**署長** そうですね。こういう不況期に  
は、徴税の強化がなされるのでは  
ないか、ということをよく耳にす  
るのですが、そのようなことは全  
くありません。と申しますのは、  
現在の税制が申告納税制度です  
から、正しく申告して納税して戴  
ければそれで済むわけです。  
又、私共としましては、調査や  
滞納整理などに当りましても、不  
況の打撃を蒙っている企業には  
十分に、それなりに実情に即した  
対応の仕方をしており、歳入欠陥  
を補うための徴税の強化は、あり  
えないわけです。  
ところで、だいぶ昔の話になり  
ますが、確か昭和二十三、四年頃  
でしたが、税務署に目標額という  
のがありまして、徴税が下回ると  
進駐軍の担当将校が来まして「ま  
だ、今月の目標額まで達していな

いじゃないか」と目標達成を強要  
していたという話を耳にしたこと  
がありますが、現在は、そのよう  
なことは全くありません。くだい  
ようですが、はっきり申し上げ  
て、景気の良し悪しによって、徴  
税を強化することは、全くあり得  
ないことです。もし、そのような  
ことを致しますと、せっかく納税  
者との間に培われてきた「信頼さ  
れる税務行政」は、根底から覆え  
されることになるからです。

## “申告指導官は納税者の 良き相談相手”

**司会** ところで、署では指導と調査を  
二本の柱にしていますが、この指  
導面における、申告指導官の果す  
役割は、非常に重要だと思いま  
す。

**署長** そうですね。過去においては、  
三年に一回位、皆様の会社にお伺  
いして調査を通じた指導を行うこ  
とができた時代もありましたが、  
申告納税制度が定着してきたこと  
と、法人数が増加しつつある現状  
においては、調査は、真に必要度  
の高い法人を主として対象にして  
おりますので、相対的に調査件数  
は減ってきております。  
そこで、調査により接触する機  
会が少くなりますと、調査を通じ



豊島税務署長  
大森 昌一

た税法の取扱等をご指導申し上げ  
る機会も少くなるわけです。  
しかし、私共と致しましては、  
出来るだけ多くの皆様方にご指導  
申し上げたいということから、公  
益法人である豊島法人会が行う説  
明会等を、積極的にご支援申し上  
げているわけです。

**会長** なるほど、そこで申告指導官の  
登壇、ということになるわけす  
ね……。(笑い)

**署長** そうです。その説明会等に申告  
指導官が講師等として出席させて  
いただき、併せて納税者の税に対  
する意見及び要望などを聴取しま  
して、不平不満の解消等に努めて  
いるわけです。

**会長** 申告指導官は、納税者と税務行  
政とのパイプ役にもなるわけす

申告指導官の増員は  
望めないか？

**司会** ところで、今後益々重要性を帯  
びてきた申告指導官の増員という  
面は期待できるでしょうか。  
**会長** 私共と致しましては、出来れば  
二・三名程度は増員してほしいで  
すね。と申しますのは、一昨年か  
ら実施されている地域別懇談会が  
非常に好評を得ておりますので、  
できればそれを支部単位で実施し  
きめ細かい会活動を行っていき  
たいわけです。そのほか、各種講座  
説明会も、どんどん企画してあり  
ますし、署独自の任務もあるでし  
ょう。そうしますと、当然申告指

導官の増員につながることに  
なるわけです。  
私としては、できれば指導部門  
の設置まで発展して欲しいという  
意見を持っているんですが……。  
昨年の懇談会は、二十一回開催  
されたわけですが、支部単位とな  
ると、現在、法人会には七十四支  
部あるわけですから、今度は七十  
四回ということになりますか。こ  
れは大変ですね……。(笑い)

一挙に、支部単位の懇談会開催  
というわけにも参りませんので、  
段階的に懇談会の開催回数を増や  
していただくことにし、いつれ、  
申告指導官の事務量を考慮した増  
員ということになりますでしょう  
ね。  
しかし、これは署サイドだけで  
解決できる問題ではありませんの  
で、ご意見として承っておきま  
しう。  
又、指導部門の設置ということ  
になりますと、これは指導事務の  
専門化・細分化をどうするかとい  
う組織上、非常に難しい問題に  
なりますので、この点につきま  
しても、ご意見として承っておき  
ます。

役員による申告書の私送は  
組織強化に役立つ！



司会 ところで、一昨年から正副支部長さんの手で、法人税の確定申告書用紙を、会員宅にお配りしているのですが、これについて、いかがでしょうか。

会長 そうですね。社団化する前は、会員八百社位でしたが、社団化獲得ということで、増強運動を致しまして、五千社を超える大法人会になったわけですから、簡単に組織の充実・強化というわけには参りません。

署長 そこで考えたのが申告書の配付ということですが、そのことは、会員とのコミュニケーションを図り、組織の充実・強化に役立つようにしたわけですね。

署長 会員に対する申告書の配付は、法的には、問題がないということですが、法人会のご要望をお受けしたのですが、そのことによって会員との間の意思の疎通が図られれば、幸いと思います。

この配付は、全国でも豊島法人会が先がけて実施したということですが、豊島方式とも言われているようです。

**税務署には階段があっても敷居はない**

司会 昨年の十月から十一月に亘って

地域別懇談会を二十一回開催し、出席者数も千二百名と非常に好評だったので、これについてどのように評価したらよろしいでしょうか。

会長 税務署で行う説明会は、当会の社団化前は、その殆どが、署の地下会議室で行っていました。

署の姿勢も変わり、署に行っても私共は、何の固苦しさも感じませんが、一般的には、まだまだ税務署は近寄り難いところでありましよう。

その意味から、署の幹部と会員との懇談の場を支部所在地で、実施した意義は、実に大きいと思います。

署長

そうですね。私共にとっても、「近すぎやすい」「信頼される」税務署作りを行う上で、懇談会に出席させていただくことは、非常にプラスだと思っております。単に署内の机に座っているだけでは、積極的に街に出かけて行き、納税者の声を肌で感じ、それを税務行政に反映していく必要があります。

今年も、懇談会を開催する企画があるようですが、税務署と致しまして、できる限りのご支援を惜しまないつもりです。

**青年部結成は**

**好ましい方向だ**

司会 ところで、青年部を結成し、会を若がえらせるといふ意見も一部にはあるようですが。

署長 青年部が結成されている法人会が結構あるようです。

会長 私は、会長に就任して以来、青年部を結成したいと考えているのですが、しかし、単に他の法人会で結成しているからと言って、即当会にも、というわけには参りません。

司会 それは、どういうことですか？

会長 と申しますのは、青年部を結成したからといって、即会活動に役立つかどうかは、甚だ疑問なわけですね。

しかし、現在の経営者は、おそらく、十年後になりますと、殆どが、二代目の方々に引継ぐことになると思います。その二代目の若い経営者にとって「魅力ある法人会」に、長期的展望に立つて築き上げる必要があります。そのため、青年部を結成するのであれば私は大いに結構なことではないかと思えます。

司会 このことは、今後において、会活動を行っていく上で、非常に重

**税理士会との連絡協調を!**

司会 最後に、署長さんから法人会に望むことは、ありませんでしょうか。

署長 私共は、全面的に協力を惜しまないつもりですが、これから、法人会が活動する上において基本的には、

- 第一に、納税道義の高揚
- 第二に、税務に対する不平不満苦情の解消
- 第三に、税務行政に対する信頼感
- 第四に、税法等の知識の普及
- 第五に、企業経営の健全なる発展への寄与

等を旗印に、いろいろと諸活動を推進されることを望みます。

なお、これらを達成するためには、税理士会の深いご理解と協力が必要ではないかと思えます。

司会

法人会にとって、巳年の暮あけにふさわしい、大変有意義な対談でしたが、丁度時間も参りましたので、これで終りたいと思えます。

お忙しいところを、大変有難うございました。  
(司会 高田専務理事)

**正副会長及  
委員長会**

十一月二十日午前十時より正副会長及委員長会が事務局会議室で行われた。十一月は理事会開催の予定であったが「税を知る週間」や色々な行事等で日程がつかまっている為に、幹部会に切り換えられたものである。

予定通り会長のあいさつの後、直ちに議題には入り、諸事項が検討された。議事は左記の通り。

記

- 一、報告事項
- ①会計報告
- ②事業活動経過報告
- ③其他
- 二、協議事項
- ①正副支部長会開催の件
- ②其他

特に協議事項として議題になった正副支部長会の件については、二十一回にわたり実施された支部別税務懇談会の反省と今後の活動の展開等について懇談する為に提出されたもので、全員一致で十二月十三日に開催することに決定をみた。

**広報委員会**

十一月三十日(火) 十四時より事務局会議室に於いて署より中垣上席指導官、山本指導官のご臨席を仰ぎ、水野委員長を中心広報委員会が開かれ、会報第八

号(新年号)についての検討が行われた。特に今回は新年号である為に新年号にふさわしい内容にする為色々な意見が開陳された。

当日の出席者は次の通り。

署側 中垣上席指導官、山本指導官、委員 水野委員長、川鍋副委員長、中野副委員長、峯村委員、平松委員。事務局 高田専務理事。

**総務委員会**

十二月十三日(月) 午後一時半より地下会議室に於いて総務委員会が多田委員長を中心に開かれた。会議には署より中垣上席指導官、山本指導官が臨席し、当面問題になっている「増強運動について」の検討が行われた。色々と会員の入会及脱退の状況についての分析が行われ最終的には二月を「増強運動の月」とし支部長及副支部長各々二社以上を加入目標とし、正副支部長会に計ることとした。

尚当日の出席した委員は左記の通り。  
署側 中垣上席指導官、山本指導官、委員 多田委員長、上原副委員長、望月副委員長、竹田委員。

**支部別税務懇談会**

**全日程終る**

十月より十一月の二カ月間全地域二十



南池袋1-4丁目地区税務懇談会

一回にわたり実施された支部別懇談会は十一月二十二日の上池袋一〜四丁目の懇談会を最後に、全日程を終了した。本年度は特に昨年度の懇談会の内容を

検討し、一段と充実を期して行われただけに、参加者も昨年の倍以上の参加者を見、何れの会場も活気を帯び、非常に盛会を極めた。全体を通じての特色は次の通り。

- (1) 昨年は十五回にわたり実施されたが、今回は更に細分化して、二十一回にわたり実施されたこと。
- (2) 会員のみでなく、区内の全法人を対象に実施されたこと。特に署から全法人に通知が出された為に相当な非会員の参加をみたこと。
- (3) 内容も昨年は「合法的な節税の為に」をテーマに懇談会が進められたが、今

**講習会終る**

九月より開始された法人税実務講座及源泉所得基礎講座は、夫々予定のコースを夫々消化し、見事な成果を収めて終了した。概要は左記の通り。

**法人税実務講座**

九月七日を皮切りに、十回にわたり実施された本講座は、十一月二十二日全コースを終了した。最後の日には全コースを通じての総評が、林第一統括官よりのべられ、次いで九回目に行われたテストに対する講評が中垣上席指導官より発表された。成績は全員合格ということで、受講者の顔にも自信と喜びがあふれていた。

其のあと次のような式次第により終了

- 式が行われた。
- 一、開会のあいさつ 高村副会長
- 二、会長あいさつ 今井 会長
- 三、署長あいさつ 小田副署長



法人税実務講座終了式

四、閉会の辞 馬場事務委員長  
各役員及び小田副署長よりは、受講者が多忙の中を研鑽につとめられ、上々の成績をおさめられたことに對する其の努力と精進を激賞し、今後の活躍を期待する旨のあいさつがのべられ、三時にめでたく終了した。

源泉所得税基礎講座

九月十六日より開始された本コースも七回をもって全コースを消化し、十一月十九日に終了した。最後の日には二宮第二統括官より全コースを通じての総評がのべられ、次いで六回目に行われたテスト

◎税についての御相談は申告指導官へ

会員の皆様、税金のことでお困りの方はいらっしやいませんか。現在税務署には税金でお困りの方々のために、いつでもご相談に応じて下さる申告指導官の方々が配置されて居ります。そして皆様のご相談をお待ちして居ります。どうか多くの方が気軽ににご相談されることをおすすめ致します。

尚申告指導官制度についてももう少し詳しく申し上げますと、申告指導官は法人税、源泉所得税関係の質疑の回答や法人税申告の指導にあたり、又法人会等の行う説明会、講習会、研修会等の講師となり、法人会事業活動への積極的な支援と協力等を行うのが主な役目と聞いて居ります。

現在豊島税務署には四名の申告指導官が配置されて居りますが、其の方々をご紹介致します。

- 中垣 忠司(上席)
- 山本 好(源泉)
- 溝越 信行
- 大宮 誠道

▽お問合せ電話番号 九八四一―二一七一

内線 三二二―三三三三



大宮指導官



溝越指導官



山本指導官



中垣上席指導官

トに対する講評が、山本指導官より発表された。本コースの試験は少々難問であったが、それでも全員合格ということ、受講者の終始一貫真摯な研修のあとがうかがわれた。そのあと次の如く終了式が行われた。

- 一、開会のあいさつ 高村副会長
- 二、会長あいさつ 今井 会長
- 三、署長あいさつ 小田副署長
- 四、閉会の辞 馬場事務委員長

各役員及び小田副署長より、法人税実務講座の終了式と同じ内容のあいさつがあり、三時にめでたく終了した。

□正副支部長会開催

〓二月を増強運動の月とし、支部長副支部長各々二名以上を加入目標とすることに決定〓



正副支部長会

昭和五十一年の最後を飾る正副支部長会が、十二月十三日午後三時より東方会館三階広間に於いて、署長以下多数の幹部の方々の御臨席を仰ぎ、盛大に挙行された。

会長あいさつ、大森署長、小田副署長のあいさつの後、会計報告、事業活動、経過報告、会員の現況、其他の報告がなされ、其後増強運動についての協議事項が提案された。之については丸山副会長より内容説明がなされ、総務委員会案の正副支部長各二社以上の会員増強の目標と、尚一月の経済講演開催について全員一致の可決をみた。

尚其後懇談会に入り、五時に盛況裡に終了した。



年末調整説明会(巢鴨地区)

□年末調整説明会

十一月二十四日を皮切りに、八回にわたる年末調整説明会(豊島税務署、豊島区役所、(社)豊島法人会、東京税理士会豊島支部の共催)が開催された。

今回の特色は、出来るだけ会場を分散して、地域の会場を利用して各法人の便宜を計ったことにある。従って昨年に比べ大巾の出席者の増をみた。会場毎の出席状況は左記の通りである。

月日	徴収義務者	参加者	出席率	会場	対象地区
11月24日	2,884	365	12.6%	東京信用金庫本店	東池袋、池袋本町、南池袋
11月26日	1,526	291	19.0%	三菱銀行大塚支店	巢鴨、駒込、西巢鴨
11月29日	1,545	266	17.2%	"	北大塚、上池袋、南大塚
12月1日	3,183	739	23.2%	豊島公会堂	池袋、西池袋、高松町、千早、千川
12月2日	365	73	20.0%	三菱銀行東長崎支店	長崎
12月3日	466	69	14.8%	"	南長崎
12月6日	561	132	23.5%	富士銀行目白支店	目白、雑司谷
12月7日	351	117	33.3%	"	高田
合計	10,881	2,056	18.9%		

「納税表彰式」挙行さる

豊島税務署主催の秋の納税表彰式が、去る十一月十六日(火)東方会館四階広間に於いて盛大に挙行された。

当日の受彰者をご紹介致します。

◆税務署長表彰

- 齊藤今朝男
- 里中甚兵衛
- 齊藤幸三郎
- 後藤 猛夫
- 久山登美雄
- 望月 晃
- 天田 彦正
- 野崎 嘉男
- 吉村 順一

◆税務署長感謝状

- 村田勝太郎
- 関口 清
- 上原 三郎
- 吾妻 充了
- 高野 之夫
- 川鍋 通中
- 倉田 利男
- 尾関 二郎
- 福田善次郎
- 村松 猛



表彰式(東方会館)

◇「法人の実務」の講読のおすすめ

全国法人会総連合刊の「法人の実務」は内容豊富な会報であり、ご希望の方に毎月無料でお送り致しておりますが、未だ一部の方だけしかお申し込みを戴いて居りませんので、多数の方々のお申し込みをお待ち致します。

申し込みは端書で事務局へお願い致します。

### 税務署だより

#### ●源泉所得税の納税について

◇未納はありませんか

源泉所得税は、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月十日までに納付しなければならぬことになっております。(納期の特例の適用を受けている場合は、七月十日と一月十日の年二回です。)

この納付期限までに納付がない場合には、源泉徴収義務者が延滞税や不納付加算税などを負担しなければならぬこととなります。

未納あるいは納付を忘れていた源泉所得税はありませんか? いま一度お手許の、五十一年度の納付書をお確かめください。

◇納付税額がない場合は、徴収高計算書を税務署に提出してください

年末調整の計算を終え、不足額や過納額の精算をした五十一年十二月分源泉所得税の納付は、次の方法でお願いします。

- ①納付税額がある場合—銀行又は郵便局に納付する。
- ②納付税額がない場合—徴収高計算書を税務署に提出する。

納付税額がない場合でも、徴収高計算書は直接税務署に提出することになっておりますので、お忘れにならないようお願いいたします。

なお、提出は郵送でも結構です。

### 都税事務所だより

#### ●住宅用地の申告が必要です

土地を住宅用地として使用している場合は、土地にかかる固定資産税が軽減されるように、特別の措置がとられています。

昭和五十一年中に売買、相続などにより、新たに住宅用地を取得して、左記の事項に該当する方は、「固定資産税の住宅用地等申告書」を提出していただきます。

- 提出期限は、昭和五十二年一月三十一日までですが、なるべくお早めに提出をお願いします。
- (1)分筆合筆境界変更などにより、住宅用地の地積(面積)を変更したかた。
- (2)住宅新築などにより土地を新たに住宅用地として使用したかた。
- (3)住宅用地の全部又は一部を家屋の用途変更、業務用家屋の新築住宅のとりこわしなどにより、住宅用地以外の用途に変更したかた

#### ■事業の経営者の方へ—

##### 償却資産の申告をお忘れなく

固定資産税の課税対象は、土地、家屋のほか事業用資産—建築設備、機械、装置、運搬具、什器、備品などの償却資産があります。

これらの事業用資産をお持ちの方は、毎年一月一日現在の所有状況を、次のように申告しなければならぬことになっております。

なお、申告用紙は十二月中にお送りしますが、届かない場合はお申し出てください。

- (1)申告期限…昭和五十二年一月三十一日(月) までですが、なるべく一月二十日(木) ころまでにおねがいします。
- (2)申告先、問合せ先…資産所在地を管轄する、二三区内の都税事務所、市役所、町村役場です。



#### 十一月決算申告書 提出をお忘れなく

提出期限が一月末であり、申告書の期限内に提出されるようお願いいたします。

#### ◎講習会日程表

(場所 東京信用金庫本店の予定)  
(時間 一三・三〇—一五・三〇)

##### ■初級簿記講座

- 第一回 一月 十九日(水)
- 第二回 一月 二十六日(水)
- 第三回 二月 二日(水)
- 第四回 二月 九日(水)
- 第五回 二月 十六日(水)
- 第六回 二月 二十三日(水)
- 第七回 三月 二日(水)
- 第八回 三月 九日(水)
- 第九回 三月 十六日(水)
- 第十回 三月 二十三日(水)

##### ■源泉所得税講座実務コース

- 第一回 一月 二十一日(金)
- 第二回 二月 四日(金)
- 第三回 二月 十八日(金)
- 第四回 二月 二十二日(火)
- 第五回 三月 四日(金)
- 第六回 三月 十一日(金)
- 第七回 三月 十八日(金)
- 第八回 三月 二十九日(火)
- 第九回 四月 八日(金)
- 第十回 四月 十二日(火)

申込の受付を一月十九日迄延期しました。御希望の方は事務局へ電話で御申し込み下さい。

### 会員だより

#### 講習会を受講して

武蔵塗料㈱

福井 敏雄

本年度の法人会主催の講習会、支部長会議等には、毎回私又は部下が出席させて頂きました。大変有意義でございました。あらためてお礼申し上げます。主催の法人会のご苦勞はもとより、事務多忙の折、貴重な時間を割いてご講義戴き、不躰な質問にも心よくお答え戴きました。豊島税務署のご担当官に感謝しております。又、講習会終了式、支部長会議には必ずおいで戴きました署長、副署長様にも、親しくお話しする機会を得、ご指導を賜りましたこと、誌上を借りてお礼申し上げます。

これだけ目まぐるしく世の中が動いておられますと、常に自分を研鑽することが一層大事になってまいります。自己啓発は口で言う程たやすいものでもございません。幹部再教育には外部刺激を与えるのも有用でございます。

今までの各種セミナー等は、学問的過ぎて難しかったり、案内状と内容の違う金儲け的なものであったり、悩んでおりました。その点法人会主催のものは、時宜を得た効果的なものばかりでした。

特に実際に実務を担当しておられる署の第一線の方が講師になって戴くだけに、日々遭遇する事例に基づいた端的なお話は、わかりやすい資料、テキストとあわせ、よく理解出来ました。そのことが税務署に親しみを覚え、税金を身近なものに感ずるようになり、いわゆる取る、取られるの関係から生ずる、恐い役所というイメージも変わってまいりました。

これからも法人会組織を通じ、地域社会の発展に貢献し、企業の繁栄に努力しひいては適正な納税を負担し、日本経済の発展に寄与してまいりたい所存でございます。

#### 理想を求めて

富士電動工機㈱

鈴木 武夫

支部税務懇談会の実施が決定した時にトップをきって長崎地区より先づ始めようと吐いた。何でもトップをきいてやる。そして第一の地区に仕上げる、これが私の信条である。早速事務局に連絡して署の都合を聞いた。幸い先約はなく、十月の始めに四日の日取りをきめることが出来た。次にどうしてたくさんの人に参加して戴くか、皆で智慧をよほることにし、緊急に全支部長さんを集めて戴いた。色々な意見が出た。其の中に宣伝カ―を流して、大々的に宣伝する意見も出た。しかし今回は署から全法人に、又事務局から会員に通知がなされていること

でもあり、次回まで研究課題として残すことにし、人海戦術と電話作戦で対処することにしました。

次は当日の準備である。署との連絡、会場の設営、懇談会の運営等々、夫々担当を決めて一応の態勢をつくった。之で充分手を尽してやったつもりであったがいざ蓋をあけてみると、中々思うようにいかぬものである。南長崎一六丁目の全員に対して、三四%という出席率(豊島全地区で最高と聞いたが)を除いては他地区の水準なみの出席であった。勿論事前にあらゆる手を尽しただけに、悔いはなかった。

地区の発展の為にはやるべきことが一杯ある。例えば会員の増強問題、会費の集金問題、其他とりどり。しかし地区発展の要は地区役員の間で、私には役員の方々と相携えて一歩一歩前進していこうと念じている。

#### 俳句

十一月屋

斉藤 直吉

私は平日頃俳句を作ることなしたなみとしています。いつも目先のことに追われて忙しい日々を送る中で、忙中閑ありの余裕が大事ではないかということ、五年ぐら前から俳句づくりを始めました。従って今は退屈していることがありません。

次は最近の句です。

- ささ雨の 葉かげに赫し 青木の実
- 天と地を 富士は真白に みせにけり
- 枝間に 鈴懸の実の ふれあいて
- 枯れ枯れて 蔓の根 眠れ 土深く



社長実務学

仕事の委せ方渡し方

田 中 要 人 (会社業務総合研究所長)

後継者の選定と教え方

会社の事業規模が拡大して業務内容が複雑になると、いかに優秀な社長でも独力ではさばききれなくなる。そこで、後継者などに仕事を委すとか渡すことになるが、それには、自分の地位を譲る場合と、自分の地位はそのまま仕事だけを委す場合の二つのやり方がある。

まず、能力のある人を選んで仕事ができるように育てる。また、能力のある人に仕事をやらせてみる。こうして会社の仕事をまかせるか、自分の地位を譲っていくことになる。ある製菓会社の社長は会社の業務をすべて切りまわして、社員に仕事を委せるようなことをしなかった。ところが、業績はそう悪化してはいないのに、経理上の処置や取扱を誤って不渡り手形を出し、倒産に追いこまれたのである。この会社では営業も製造も経理もすべて社長が握っていたので、会社の業務全般に手も頭もまわらなかつた。例えば、小切手の振出しにしても、いちいち

ち自分で書いて切る。金繰り表も自分で書く。決して経理課にはやらせない。だから、営業上の収入や支払が滞滞してもはつきり判らない。それに突発的な支払や借入金返済、物品の購入などが入り乱れてくる。経理責任者であるはずの経理課長に、経理の内容が全然判っていない。これではつづれるよりほかないであろう。もっともこの会社には小切手の偽造があつたので、社長は社員に委せられないと思ひこんでいた。経理業務でも、経営の秘密を他人に知られたくなかつたのである。社内不正防止も秘密保持も社長のやり方次第なのだが、あまりにも量見が狭ますぎたといえよう。

とにかく、会社が発展すればするほど能力のある人を選んで上手に使いながら仕事を委せていくことが大切である。つまり能力のある人を見つけて教育をし、これに仕事を委せていくことが発展のものになるのである。それでは、上手に仕事を委し、そして渡すにはどうすればよいか。

① 仕事を委しても業績が従来と同じ程度に保持できるようにすること。これには委す人の選定と鑑別が基礎である。② 仕事を委すことによって、社長が他の重要な仕事ができること。折角委しても何かと手数がかかったり、トラブルが起つて、後仕末に手を焼くようではこまる。これには上手なテストと指導が必要である。

以上あげた二つの点をよく考えて、うまく運ぶかどうかを事前に検討しなければならぬ。社長は万一の場合を考えて、後継者を育てておかないと、企業の永続と発展は望めない。特に考えなければならぬのは、小企業から発展してきた会社の場合である。こうした会社の社長は長年の習慣で、業務のすべてに手を出さなければ気がすまぬことが多い。専務や常務、その他の役員や部長、店長を置いていてもこれらの人に仕事を委せたり、渡したりしなければ、まったく無意味である。程度の差こそあれ、こうした会社が多いのである。しかし、これでは会社の業務が円滑に運ばない。部下が責任をもってやれるようにしないから、部下も仕事に力が入らなくなる。企業をもちたてる気が失つてしまふ。「この仕事はすべて委す。キミの手腕と努力を期待している」というような信頼があつてはじめて、部下は懸命な心構えで仕事に取組むようになるのである。

ある塗料会社は、業界で中クラスであるが、二年やらせ、その間に期待どおりの仕事をし、業績をあげると、課長とか部長の役職を与えるようにしている。つまり、はじめから課長とか部長の役職を与えて仕事をさせるのではない。そして、ここで留意しなければならないのは、部下に職務上の権限を与える場合、その権限にともなう責任の所存を十分に承知させておくことである。つまり、職務についての権限と責任の関係を、はっきりと認識させるのである。

③ 権限を興えて仕事を委せるときには冷静に指導すること。おせっかいや口出しはせず、やんわりと方向を示し、考え方やあり方を教えるべきである。④ 権限はきれいに与えること。権限を与えても、あれこれと意見や批判を出せば、本人にとっては心理的に権限が与えられていないのと同じである。中小企業のある営業部長は、「部長とは名ばかりで何の権限もない。コーヒ一杯出すにも消耗品一つ買うにも一々伺いがいる。また取引先に千円の値引きをするにも社長のご意見を伺わなければならないでは、思うように仕事ができない」と嘆いていた。よく聞くことである。これは権限を与えたはずの営業部長に対して、社長が一々意見を出し、批判をするからである。社長は文句を言うよりも黙って見ていれば、却つてよい結果が出る。この辺の人間心理をよく考えて扱うべきである。

⑤ 本人の勤務態度と実績をみて権限と仕事をあげてやること。ある社長は「この男出来るな」と認めても、課長とか部長にはほしないで、一応その役職に相当する仕事をやらせてみる。まず、「君は当分のこの仕事の責任者としてやってくれ」と命令してやらせる。ついで、「これこれの権限を与えるから、一か月間これこれの業績をあげるようにしてくれ。待遇のことは別途考える」ということで本人に責任をもたせる。このようにして一、

つたが、何年間も業績が伸びていなかった。あるとき有力な代理店を集めて、売上促進の懇談会を開いたが、その席でこんな話が出た。「あなたの会社が宣伝や販売先開拓の挨拶に直接出向く際、代理店のセールスマンがよく同行するが、昼食も夕食も出さない。これはおかしいのではないか」というのである。社長はあわてて、「そんなはずはない。食事は出す規定になつてゐる」と営業部長に詰問していた。規定はあるのだが、実際には殆んど出してゐなかつたのである。それというのも、この社長は、毎日の出金伝票をよく調べて、コーヒ二杯は多い、ケーキは一コでよいとか、夕食の出し方が多いとか早いとかなど、いちいち細かなことに目をつけて文句を言う。だから営業部の連中は、「そこまで細かく文句をつけられてはかなわない。もうお客には何も出さないで引きあげよう」ということになつたのである。つまり、営業部門のことは営業部の幹部に委して、その権限を与えなかつたことから、このようにおかしな事態になつたのである。

上手に委すための工夫 仕事の委し方、渡し方についての工夫はどうか。会社の部下にも、口舌の徒で実務の能力や経験に乏しい者、理論に長けていても実務に弱い者など、様々である。こうした個性をよく考えないで仕事をやらせると、とんでもない失敗をすることにな



アンケートについてのお願い

現在法人会との共催により説明会、講習会等の内容を更に充実したものにし、皆様のご期待にそうよう、「皆様方が説明会等で何を求め、何を希望されているか」についてのアンケートを実施することになりました。

このアンケートは、年末調整の書類と一緒に、十一月中旬に御送付致しました。が、よろしく御協力下さるようお願い致します。

なお、ご提出は一月末までをお願いしたいと思いますが、支払調書等の合計表と一緒にご提出して戴いても差し支えありません。

豊島税務署 申告指導担当

会費の払込のお願い

会員の皆様、会費の御支払はもうお済みになつたでしょうか。お済みでない方はご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



# 豊さん 島さんの税務相談コーナー

## ◇サラリーマンの確定申告◇

サラリーマンは、月給や、ボーナスを受けるたびにその収入や扶養親族の数などに応じて計算された税金(所得税)を納めています。そして、年末には、生命保険料、損害保険料などの控除も織込んで計算した一年間の税金と毎月納めた税金の合計とを比べ、その過不足を精算することになっています。(これを「年末調整」といいます。)

大部分の方は、これでその年の税金が確定しますが、年末調整を受けない方や年末調整は受けたが「特別の事情」がある方など、税務署に「確定申告」をしていただかなければならない場合があります。

そこで、今回は「確定申告」について、サラリーマンである「池袋さん」のご質問にお答えしたいと思います。

### 住宅を新築したり、マンション等を買った場合、税金が返ってくる!

**池袋さん** 住宅を新築したり、建売住宅やマンションを買いますと、税金が返るということを聞いたのですが。

**島さん** おっしゃるとおり住宅を新築したり、建売住宅やマンションを購入し、かつ、6ヵ月以内に入居し、引続き住んでいる場合には「住宅取得控除」を受けることができ、確定申告をしますと、税金が返ってきます。

**池袋さん** この場合、返ってくる税金は、どの位になりますか。

**島さん** 返ってくる税金(即ち、住宅取得控除額)は、次の算式により計算した金額で最高3万円(47年、48年に取得した住宅については、最高2万円)となります。

(算式)

$$1,000円 \times \frac{\text{床面積(平方メートル)}}{3.3\text{平方メートル}}$$

なお、この場合、購入した住宅は床面積 165平方メートル(47年、48年に取得した住宅は120

平方メートル)以下であることが必要です。  
**池袋さん** そうしますと、確定申告をするには、どのような書類が必要になりますか。

**島さん** 確定申告をするには、勤務先からいただいた源泉徴収票のほか、次の書類が必要となります。



- ① 建築確認通知書の写し(建築確認が必要でない家屋については、設計図などの書類やその写し)……建売住宅

などを買われた方は、売主からもらってください。

- ② 家屋の登記簿の謄(抄)本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の工事の着手年月日、購入年月日を明らかにする書類やその写し

- ③ 住民票の写し

なお、その住宅に引続いて居住していれば、翌年、翌々年にも、住宅取得控除が受けられますが、2年目(翌年)からは、勤務先で年末調整の際に控除が受けられますので、税務署が発行します「年末調整のための住宅取得控除証明書」を勤務先に提出してください。

### お医者さんにかかった費用が多い場合には、税金が返ってくる!

**池袋さん** 私や私の家族のために医療費を支払った場合には「医療費控除」を受けることができ、確定申告をすると税金が返ってくると聞いたのですが……。

**島さん** あなたや、あなたの家族のために医療費をお支払いになりますと「医療費控除」を受けることができ、確定申告をしますと、税金が返ってきます。

しかし、この医療費控除は、先程の「住宅取得控除」と異なり、直接所得額から控除されるわけではありません。

この控除を受けるには、次の算式で計算した金額を所得金額から差し引いて税金を計算し直すことになります。

## ★新規会員のご紹介★

※ 新たに入会されました会員の方々をご紹介します。

法人名	代表者名	住 所	電 話	業 種
㈱ 成 田 装 業	成 田 雪 夫	南大塚2-25-4	941-2272 946-8917	内装業
㈱ 杉 山 工 事	杉 山 明	南長崎3-28-11	952-1386	建物解体業
(有) マ ル ミ ヤ	鈴 木 唯 雄	" 5-25-16	951-8401	遊技場
三 善 石 綿 工 業 (有)	藤 井 孝 之 輔	" 3-39-6	951-0186	石綿業
(有) 床 瓜 商 店	床 瓜 才 子	" 5-7-11	951-3445	梱包材料卸業
近 代 ビ ル 清 掃 (有)	春 田 英 蔵	南大塚3-39-9	983-8398	ビルメンテナンス業
ア カ ネ 商 事 (有)	四 釜 和 子	" 3-45-7	983-8272	喫茶業及貸事務所
(有) 国 際 タ イ プ 社	和 田 謙 一	南長崎5-12-12	954-3311	軽印刷
(有) 大 野 幾 三 郎 商 店	大 野 芳 男	南大塚3-44-15	971-7730	寝装品販売業
三 和 工 芸 (有)	下 田 私 鉄 男	南長崎4-12-21	950-1751	家具店
(有) 日 本 天 然 果 汁 販 売	室 津 正 弘	西池袋5-2-13	982-2511	ジュースその他 飲食物の販売
(有) 丸 高 商 会	深 野 英 次 郎	池袋1-626	971-4863	質屋営業、古物商
日 本 化 工 機 (有)	江 尻 光 孝	東池袋1-47-3 山京ビル 501	981-0979 983-6941	建設、設備、設計
ゴ ー ル ド 薬 品 (有)	松 崎 脩 二	駒込1-29-1 ヘサカビル	946-2087	医薬卸販売
(有) 日 装 工 事	坂 本 清	" 2-15-7 地ビル 401	915-6617	電気工事
(有) 内 外 経 済 新 報 社	島 村 英 夫	東池袋2-63-1 東池袋パレス405	984-6938	企業の内容分析 諸調査、出版
新 日 本 機 工 (有)	田 中 博	" 5-51-10	984-5284	空調機器販売
(有) ヨ シ カ ワ	吉 川 高 司	南池袋1-12-7	971-3257	婦人服小売業
(有) 小 野 粧 業	小 野 武 夫	東池袋1-34-1 中山ビル内	983-4416・4429	メナード化粧品 卸販売
(有) ミ リ オ ン	中 山 公 夫	" 1-13-10 岡安園ビル3F	989-1261	金融、不動産業
(有) ア ル タ ー	国 生 勝 義	高田3-10-14	209-2781	デスプレー器具 販売
(有) 竹 内 工 芸	竹 内 誠	東池袋5-4-9	971-6830 981-4522	椅子製造、室内 装飾

## 昭和51年11~12月主な事業活動実績表

11. 1	東池袋2丁目地区税務懇談会	11. 22	法人税実務講座
11. 2	法人税実務講座	11. 24	年末調整説明会
11. 4	池袋1~4丁目地区税務懇談会	11. 25	上池袋1~4丁目地区税務懇談会
11. 8	東池袋1丁目地区税務懇談会	11. 26	年末調整説明会
11. 8	新設法人説明会	11. 29	年末調整説明会
11. 9	西池袋1~2丁目地区税務懇談会	11. 30	広報委員会
11. 9	法人実務講座		
11. 11	9月決算説明会	12. 1	年末調整説明会
11. 12	東池袋3~5丁目地区税務懇談会	12. 2	"
11. 12	源泉所得税基礎コース	12. 3	"
11. 15	南池袋1~4丁目地区税務懇談会	12. 6	"
11. 16	法人税実務講座	12. 7	"
11. 17	西池袋3~5丁目地区税務懇談会	12. 8	新設法人説明会
11. 18	池袋本町1~4丁目地区税務懇談会	12. 9	10月決算説明会
11. 19	源泉所得税基礎コース	12. 13	総務委員会
11. 20	正副会長及委員長会	12. 13	正副支部長会



# 豊さん 島さんの税務相談コーナー

## ◇サラリーマンの確定申告◇

サラリーマンは、月給や、ボーナスを受けるたびにその収入や扶養親族の数などに応じて計算された税金(所得税)を納めています。そして、年末には、生命保険料、損害保険料などの控除も織込んで計算した一年間の税金と毎月納めた税金の合計とを比べ、その過不足を精算することになっています。(これを「年末調整」といいます。)

大部分の方は、これでその年の税金が確定しますが、年末調整を受けない方や年末調整を受けたが「特別の事情」がある方など、税務署に「確定申告」をしていただかなければならない場合があります。

そこで、今回は「確定申告」について、サラリーマンである「池袋さん」のご質問にお答えしたいと思います。

### 住宅を新築したり、マンション等を買った場合、税金が返ってくる!

**池袋さん** 住宅を新築したり、建売住宅やマンションを買いますと、税金が返るということを聞いたのですが。

**島さん** おっしゃるとおり住宅を新築したり、建売住宅やマンションを購入し、かつ、6ヵ月以内に入居し、引続き住んでいる場合には「住宅取得控除」を受けることができ、確定申告をしますと、税金が返ってきます。

**池袋さん** この場合、返ってくる税金は、どの位になりますか。

**島さん** 返ってくる税金(即ち、住宅取得控除額)は、次の算式により計算した金額で最高3万円(47年、48年に取得した住宅については、最高2万円)となります。

(算式)

$$1,000円 \times \frac{\text{床面積(平方メートル)}}{3.3\text{平方メートル}}$$

なお、この場合、購入した住宅は床面積 165平方メートル(47年、48年に取得した住宅は120

平方メートル)以下であることが必要です。  
**池袋さん** そうしますと、確定申告をするには、どのような書類が必要になりますか。

**島さん** 確定申告をするには、勤務先からいただいた源泉徴収票のほか、次の書類が必要となります。



① 建築確認通知書の写し(建築確認が必要でない家屋については、設計図などの書類やその写し)……建売住宅

などを買われた方は、売主からもらってください。

② 家屋の登記簿の謄(抄)本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の工事の着手年月日、購入年月日を明らかにする書類やその写し

③ 住民票の写し

なお、その住宅に引続いて居住していれば、翌年、翌々年にも、住宅取得控除が受けられますが、2年目(翌年)からは、勤務先で年末調整の際に控除が受けられますので、税務署が発行します「年末調整のための住宅取得控除証明書」を勤務先に提出してください。

### お医者さんにかかった費用が多い場合には、税金が返ってくる!

**池袋さん** 私や私の家族のために医療費を支払った場合には「医療費控除」を受けることができ、確定申告をすると税金が返ってくると聞いたのですが……。

**島さん** あなたや、あなたの家族のために医療費をお支払いになりますと「医療費控除」を受けることができ、確定申告をしますと、税金が返ってきます。

しかし、この医療費控除は、先程の「住宅取得控除」と異なり、直接所得税額から控除されるわけではありません。

この控除を受けるには、次の算式で計算した金額を所得金額から差し引いて税金を計算し直すことになります。

(算式)

$$\text{支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} = \text{差引負担額}$$
$$\text{差引負担額} - \begin{cases} 5\text{万円と所得金額の}5\% \text{と} \\ \text{のいずれか少} \\ \text{い方の金額} \end{cases} = \begin{cases} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高)} \\ \text{200万円} \end{cases}$$

**池袋さん** この場合の医療費には、例えば、美容整形手術のための費用なども含まれることになりますか。

**島さん** 美容整形手術のための費用や、単なる健康診断などのために医師に支払った費用は、ここでいう医療費には含まれません。



控除を受けることができる医療費とは、次のものをいいます。

- ① 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
- ② 治療、療養のための医薬品の購入費
- ③ 入院費
- ④ あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師などに支払った施術費
- ⑤ 保健婦や看護婦、その他療養上の世話を受けるため、特別に依頼した人に支払った費用
- ⑥ 助産婦による分べんの介助を受けるために支払った費用
- ⑦ 通院費用、義手の購入費用などで、診療や治療、施術、分べんの介助を受けるため、直接必要なもの

**池袋さん** ところで、医療費控除額の算式中「保険金などで補てんされる額」とは、どういうことですか。

**島さん** それは、支払った医療費のうち、健康保険組合、共済組合などから補てんを受ける医療費、分べん費、家族医療費、配偶者分べん費などの給付金や交通事故等の加害者から補てんを受ける医療費をいいます。

**池袋さん** そうしますと、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師等に支払った明細が必要になりますね。

**島さん** この控除を受ける場合には、医師などの領収証を添付するか、提示しなければならないことになっています。

### このような方も税金が返ることがある!

**池袋さん** 「住宅取得控除」「医療費控除」についてご説明を受けましたが、そのほかに、サラリーマンが確定申告をすれば、税金が返ってくる場合がありますか。

**島さん** そうですね、次のような方についても、確定申告をすれば、税金が返ってくる場合があります。



① 災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けた方



② 国や地方公共団体などに寄付をされた方

③ 年の中途で退職して年末調整を受けなかった方でその後、再就職していない方

④ 退職金の支払いを受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため20%の税率で源泉徴収をされた方

⑤ 住宅貯蓄契約に基づいて、積立てなどを行っている方で、年末調整の際に住宅貯蓄控除を受けなかった方

⑥ 所得があまり多くない方で、配当所得がある方

### 確定申告はむずかしい?

**池袋さん** よくわかりました。



しかし、確定申告は、むずかしいのでしょうか。

**島さん** いいえ、むずかしいことはありません。税務署には

「申告書の書き方」や「確定申告の手引き」などのパンフレットを用意してありますし、又親切、ていねいにご指導を申し上げる申告指導担当者もおりますので、おわかりにならないところは、お気軽に税務署にご相談ください。

なお、申告書は、住所地の税務署へ提出することになっておりますが、直接お持ちくださっても、郵送でお出しいただいても結構です。

**池袋さん** 本日は、いろいろとご指導いただきまして、ありがとうございました。

### ▷ 昭和52年1月以降行事予定 ◁

(日 時)	(行 事)	(場 所)
1.10 13.30~16.30	新設法人説明会	署地下会議室
1.12 13.30~16.30	決算法人説明会	"
1.20 17.00~	新年賀詞交換会	東武パンケットホール
1.24 13.30~15.00	経済講演	東京信用金庫本店 (予定)
2. 8 13.30~16.30	新設法人説明会	署地下会議室
2. 9 13.30~16.30	決算法人説明会 (1)	"
2.10 13.30~16.30	" (2)	"
3. 8 13.30~16.30	新設法人説明会	"
3. 9 13.30~16.30	決算法人説明会	"

## “ 経済講演会に是非参加を ”

(会報記事をもって御通知にかえますので、  
よろしくお願い致します。)

来る1月24日、NHK解説委員長 緒方彰氏 を講師に招き、下記の通り講演会を開催致します。奮って参加されるようお願い致します。

### 記

- 1. 演 題 「国内外の情勢について」
- 2. 講 師 緒 方 彰 氏
- 3. 日 時 1月24日(月)  
午後1時30分～3時
- 4. 場 所 東京信用金庫本店  
(国鉄池袋駅東口下車5分)  
豊島区東池袋1丁目12の5  
TEL (03) 984-9111

発行 社団法人豊島法人会  
 豊島区南池袋二の九の十六  
 電話(03)九八五八九四〇  
 (九八一〇〇三四〇)

発行人 今井剛  
 編集人 〓 広業委員会  
 印刷所 星光印刷株式会社

最後に編集に当り色々御協力を賜った署の方々並びに御寄稿賜った方々に厚く御礼申し上げます。

あじとがき  
 会員の皆さん、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。昨年は辰年で昇り竜に期待をかけたのですが、期待はずれに終わりました。本年は巳年、へびにならない執念をややして、明るい年を期待したいと思います。

新年号は新しい企画でと考えましたが、予算の関係で十分な衣替が出来ませんでした。表紙の写真は豊島の将来を象徴するものとして考えました。特に今回企画致しました署長と会長の新春対談は今後の法人会の方向を探る上で非常に参考になることと思ひます。

会報も会員の皆さんの会報であることをお忘れなく、御意見を充分出して戴き、企業の繁栄につないで下さることをお願い致します。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} = \text{差引負担額} \\ & \text{差引負担額} - \left( \begin{array}{l} 5\text{万円と所得} \\ \text{金額の5\%と} \\ \text{のいずれか少} \\ \text{い方の金額} \end{array} \right) = \begin{array}{l} \text{医療費} \\ \text{控除額} \\ \text{(最高)} \\ \text{200万円} \end{array} \end{aligned}$$

池袋さん この場合の医療費には、例えば、美容整形手術のための費用なども含まれることになりますか。

島さん 美容整形手術のための費用や、単なる健康診断などのために医師に支払った費用は、ここでいう医療費には含まれません。



控除を受けることができる医療費とは、次のものをいいます。

- ① 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
- ② 治療、療養のための医薬品の購入費
- ③ 入院費
- ④ あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師などに支払った施術費
- ⑤ 保健婦や看護婦、その他療養上の世話を受けるため、特別に依頼した人に支払った費用
- ⑥ 助産婦による分べんの介助を受けるために支払った費用
- ⑦ 通院費用、義手の購入費用などで、診療や治療、施術、分べんの介助を受けるため、直接必要なもの

池袋さん ところで、医療費控除額の算式中「保険金などで補てんされる額」とは、ということですか。

島さん それは、支払った医療費のうち、健康保険組合、共済組合などから補てんを受ける医療費、分べん費、家族医療費、配偶者分べん費などの給付金や交通事故等の加害者から補てんを受ける医療費をいいます。

池袋さん そうしますと、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師等に支払った明細が必要になりますね。

島さん この控除を受ける場合には、医師などの領収証を添付するか、提示しなければならないことになっています。

### このような方も税金が返ることがある！

池袋さん 「住宅取得控除」「医療費控除」についてご説明を受けましたが、そのほかに、サラリーマンが確定申告をすれば、税金が返ってくる場合がありますか。

島さん そうですね、次のような方についても、確定申告をすれば、税金が返ってくる場合があります。



- ① 災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けた方
- ② 国や地方公共団体などに寄付をされた方
- ③ 年の途中で退職して年末調整を受けなかった方でその後、再就職していない方



- ④ 退職金の支払いを受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため20%の税率で源泉徴収をされた方
- ⑤ 住宅貯蓄契約に基づいて、積立てなどを行っている方で、年末調整の際に住宅貯蓄控除を受けなかった方
- ⑥ 所得があまり多くない方で、配当所得がある方

### 確定申告はむずかしい？

池袋さん よくわかりました。



しかし、確定申告は、むずかしいのでしょうか。

島さん いいえ、むずかしいことはありません。税務署には

「申告書の書き方」や「確定申告の手引き」などのパンフレットを用意してありますし、又親切、ていねいにご指導を申し上げる申告指導担当者もおりますので、おわかりにならないところは、お気軽に税務署にご相談ください。

なお、申告書は、住所地の税務署へ提出することになっておりますが、直接お持ちくださっても、郵送でお出しただいても結構です。

池袋さん 本日は、いろいろご指導いただきまして、ありがとうございました。

謹賀新年

<p>富士銀行 池袋支店 支店長 小保方 昌三 豊島区東池袋一の一の六</p>	<p>第一勧業銀行 池袋西口支店 支店長 清水 孝次郎 豊島区西池袋一の一八の二</p>	<p>安田信託銀行 池袋支店 支店長 宗石 久 豊島区東池袋一の一の二</p>	<p>三和銀行 池袋支店 支店長 武士田 勝司 豊島区東池袋一の五の六</p>	<p>三菱銀行 池袋東口支店 支店長 平野 友明 豊島区南池袋二の二八の一〇</p>
<p>東京信用金庫本店 理事長 浅野 文彰 豊島区東池袋一の一の五</p>	<p>東京都民銀行 池袋支店 支店長 前田 雄吾 豊島区南池袋二の二六の五</p>	<p>太陽神戸銀行 池袋支店 支店長 戸澤 義之 豊島区東池袋一の三九の四</p>	<p>住友銀行 池袋支店 支店長 秋津 裕哉 豊島区西池袋一の二一の五</p>	<p>三井銀行 池袋支店 支店長 綾田 昭二 豊島区南池袋二の二七の九</p>
<p>大同生命 東京北支社 支社長 日比野 満平 豊島区南池袋二の二六の六 都民興業池袋ビル七階</p>	<p>東海銀行 池袋支店 支店長 飯田 進 豊島区東池袋一の六の四</p>	<p>協和銀行 池袋支店 支店長 鶴間 栄一 豊島区東池袋一の九の三</p>	<p>静岡銀行 池袋支店 支店長 佐野 忠 豊島区南池袋二の二九の一〇</p>	<p>巢鴨信用金庫 東池袋支店 支店長 小林 真 豊島区東池袋一の二五の一〇</p>